㈥			
車両連結器			
［略］	連結軸の摩耗の状況	連結軸に振動を加え、連結軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、連結軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル以下のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一又は〇・二ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一）を超えていること。
			ロ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一又は〇・二ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては、隙間が軸の直径の二百分の一）の九十パーセントを超えていること。
［略］			

㈥			
車両連結器			
［同上］	連結軸の摩耗の状況	連結軸に振動を加え、連結軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあっては、連結軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあっては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは五年以内、それ以外で定常走行速度が毎時四十キロメートル未満のものは三年以内、それら以外のものは一年以内に行ったもの）により確認する。	イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が〇・二ミリメートル、すべり軸受けの場合にあっては、隙間が軸の直径の二百分の一）を超えていること。
			ロ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が〇・〇三ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が〇・二ミリメートル、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一）の九十パーセントを超えていること。
［同上］			